

破産手続廃止に伴うご連絡

破産者株式会社 MJG
破産管財人 弁護士 三村藤明

株式会社 MJG（以下「破産者」といいます。）は、令和 2 年 4 月 10 日午後 5 時、東京地方裁判所において破産手続開始決定（事件番号：令和 2 年（フ）第 2495 号）を受け、当職は、破産管財人として破産管財業務を遂行してまいりました。

そして、令和 3 年 12 月 22 日、破産者は、東京地方裁判所より破産手続廃止決定を受けました。よって、大変残念ながら破産債権に対する配当は一切できないことが確定いたしました。

破産手続の廃止に伴い、残務（財団債権の弁済等）に関するものを除いて、電話及びメール等による対応を終了いたします。また、当サイトにつきましても、令和 4 年 1 月 31 日をもって閉鎖いたします。さらに、破産者直営接骨院のカルテ（施術録）の開示につきましても対応を終了いたします。今後は、文書送付嘱託等の裁判所を通じた手続を含むいかなる方法によるカルテ（施術録）の開示請求にも対応いたしかねますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

最後に、債権者及び関係者の皆様のご理解とご協力により、円滑な破産管財業務の遂行ができましたこと、心より御礼申し上げます。

以上